

郷土室だより

切絵図考証 二六

安藤 菊二

木挽町五丁目・町地

木挽町五丁目では劇場街のことを逸すわけにいかない。この項では、○劇場街、○山村座、○森田座、○森田勘弥由緒書、○森田座の罹災、○森田座のあった場所、○操芝居などについて記してみる。

○劇場街

木挽町の歴史の上で、ひとときわ生彩を放つのは、かつて五丁目と六丁目、賑やかな劇場街だったことである。

江戸の演劇の歴史を振り返ってみると、江戸開府間もない寛永元年（一六二四）京都から下った猿若勘三郎が、初めて中橋南地に若衆歌舞伎の芝居小屋を建設したのが初まりで、寛永五年四月三日の火事で、猿若座その他七軒の劇場が焼失したのを機に、中橋の歓楽街は、將軍のお膝下に近すぎるといふ理由で、寛永九年五月に吉原の北隣の禰宜町に移され、後にはそれが葺屋町・堺町（現 日本橋人形町三丁目）に移って、その地が江戸演劇の中心地となった。

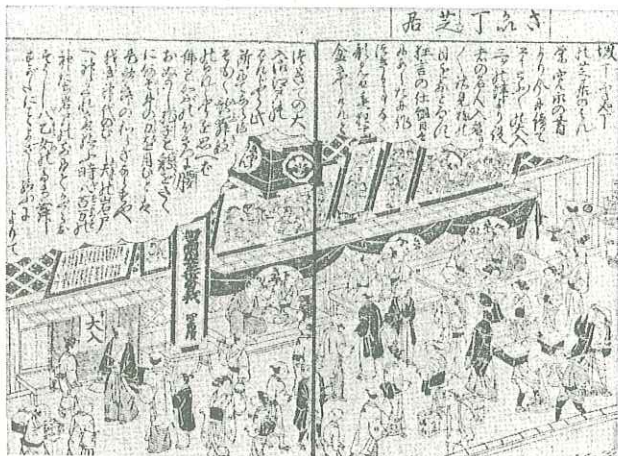
中橋の劇場が禰宜町に移ったころ、各所に雑多な小芝居が建ち、後には木挽町辺にも操

芝居や説経座などができるようになり、寛永一九年五月には木挽町五丁目に山村座の創立を見た。

山村座の創立については異説があり、一説

さかい丁芝居（『絵本続江戸土産下巻』

鈴木春信画 有光書房刊）



しめた絵巻生鳥事件の吟味で、座主の山村長太夫は大島へ、俳優生鳥新五郎は三宅島へ島流しになり、山村座も取潰されてしまった。

話が先走りしたが、山村座設立の数年後に、河原崎権之助が、木挽町に河原崎座を設立し、木挽町興行街は盛大に赴きつあつた矢先、明暦三年の大火で、江戸中の大小の劇場見世物小屋のほとんどが焼失してしまつた。幕府はこれを機会に、歌舞伎、操その他の見世物小屋の興行地を、上下の堺町、および木挽町五丁目六丁目に限定する制令を發したので、演劇界は文字どおり火の消えたようになつた。しかし劇場の復興はめざましく、万治三年（一六六〇）には森田太郎兵衛の森田座が木挽町五丁目に創設された。

森田座は、天保の改革で浅草猿若町に移転するまで、その地にあり、明治になってから、浅草から新島原跡地の新富町へ立ち戻つた。

木挽町の盛り場には、劇場だけでなく、貞享・元禄の頃には操り浄るりなども盛んに興行されており『京橋区史』に引用された「木挽町五丁目町内扣帳」（享保五年十二月書上）に

木挽町五丁目之儀は、凡九十年程（承応度）已前より芝居地にて、狂言

座、舞座上るり座、小見世物芝居等、五丁目六丁目両町に二十軒程も有之候由申伝へ候。三十年程已前（元禄の頃）迄も、狂言座二軒、浄るり座一軒、小見世物芝居二・三軒有之候段、吾々共及見申候。（下略）

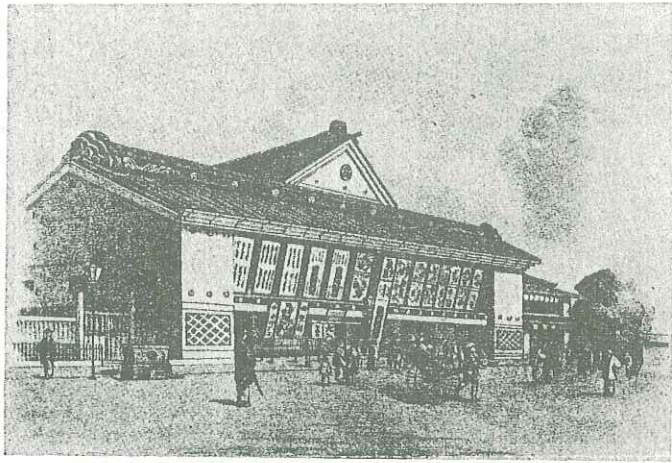
享保五年子 木挽町五丁目
十二月五日 年寄 善兵衛
五人組 七郎兵衛
名主 七左衛門

とあり、承応の頃には、五丁目から六丁目にかけて河岸沿いに、狂言浄るりや見世物の小屋が二〇軒程もあったと記され、その盛況のさまをしのばせてくれる。

森田座の沿革について、前田曙山著石橋忍月補『東洋大都會』（明治三一年刊）に詳しく記してあるので、それを写しておく。森田座は明治になって新富座となる。その沿革を含めて書かれているので、一統きの歴史として観るのに役立つであろう。

新富座 万治三年木挽町五丁目太郎兵衛なる者、同所に歌舞伎座設立を願出で、寛文元年前記桑原十郎の後裔高桐大藏座（相州小田原在萩津にあり、後北条の時代より墨付を得て興行したるもの）の桐尾上を招き、女芝居を開場す。既にして俳優坂東又九郎の次男又七を養子として森田勘

新富座（「東京名所図」
渡辺忠久刊 明治二四年九月）



弥と改めしめ、其後森田座と改めて森田勘弥その座元となる。文化元年河原崎座と改め、河原崎権之助座元となる。此間両度類焼に遭ふ。天保十三年中村座市村座と共に浅草山の宿に移され、猿若町三丁目に座を建てしが、寛政元年元治元年の二度火災に罹る。後森田家坂東三津五郎より河原崎権之助に掛り、座

元名義取戻を出願し、首尾よく勝利となりて森田座の名を恢復し、三津五郎更に森田勘彌と名乗て座元となる。其頃市村座の座附相中俳優なりし中村勘左衛門帳元となる。其子に次三郎という者あり、勘彌に養はれて座元を相続す。即ち故守田勘彌なり。明治五年新富町六丁目へ転座の許可を得て、同八月建築、同八年九月新富座と改めしが、同十月十五日同座に新富演劇会社を設立せしも、同十五年解散、同十六年勘彌の弟長太郎の男大宮豊三郎座元となり、後ち勘彌又出でて座元となりしが、二十四年退

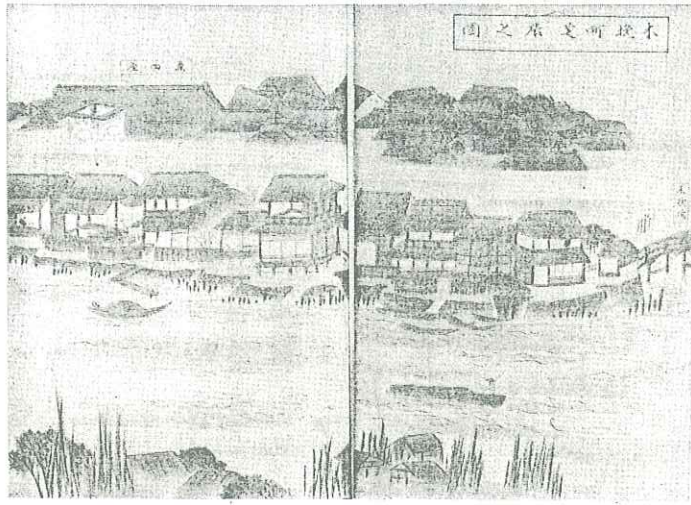
り、深野座となり、又新富座となり、都座となり、昨三十年七月又新富座の名に復す。万治三年の創業よりはに至る二百四十年、総坪数四百十八坪四合にして、棧敷には二百八十五人、土間千三十九人、大入場三百四十七人、立見場二百九十四人を入れるべし。」

○森田座のあった場所

木挽町の芝居については、昭和二六年歌舞伎座復興記念に、歌舞伎座出版部で出した『歌舞伎座』に、川尻清潭氏の執筆された「木挽町の芝居」の一文があって、正確に詳細に記述されているので、御覧になっていただきたい。ただここでは、森田座のあった場所について記されている所だけを、引用させていただきます。

「その当時の（一旦廃座した河原崎座が、改めて森田座の控へ櫓として、再生された享保二十年ごろ）森田座の位置は、木挽町のどの辺にあったかと言うと、現在の歌舞伎座の向ふ横町、今では昭和通りと呼ばれているあの一帯であつたらしく、明治三十二年頃、歌舞伎座の方から行って其往來の右側の中程に、新川の酒問屋鹿島清兵衛の経営していた、玄鹿館と名付けた写真館のあった処が、森田座の跡と言う事。それは同館を建築する時、地行の際の土中から土台石や、劇場用の木材が掘出されたので、立証された話が伝っています。尚寛政年間調査に拠ると、当時の森田座は間口十一間三尺、奥行二十間であつて、所在地は五丁目と六丁目の間の一の橋際と言つて、三十間堀の沿岸ではなく、橋から左へ寄つて、河岸に向いて櫓が上つてゐた

と言う話は、丁度玄鹿館の在った場所に相当するように思はれます。座の前側には川を背にした芝居茶屋其他商家も並んでいたでしょうし朝まだきに二代目団十郎が、二挺船



木挽町芝居之図 (『新編江戸名所図誌 前編卷之七』『江戸地誌叢書卷五』所収)

で楽屋入りをしたとの話も残っている位。芝居見物の片はずしの椎茸鬚(しいたけかみ)に乗せた家根船が、三十間堀を船で往き来して、此処の棧橋へ漕ぎ着けた、絵のような模様などが想像され

に見せ物の類ありしなるべし。と記している。その後だいたい時代は下るけれども、『御府内備考』巻之八、「御曲輪内之六、町地并里俗呼名・雑話」の条、木挽町の森田座について記

ます。その時代の三十間堀は、近來のような穢(けだ)い狭い川ではなく、川幅も広く水も澄んでいて、美しく流れていたのようですが、文政年間の埋立工事で兩岸が窄められ、私達が知

ってからは、狭い川になっていました。(『歌舞伎座』五二―三頁)

○操芝居

木挽町の芝居街では、古い時代には芝居のほかに見世物興行も行われていたとみえて、『江戸名所図会』にも、すでにこれを指摘し、

東海道名所記に木挽町に喜太夫が浄瑠璃その外異形のものを見するとあれば、昔は狂言座の外

した後に、享保初年に操芝居の土佐太夫と和泉太夫が別々に操芝居興行許可願を提出し、吟味の末許可になった願末を示す書付が載せてあるので、土佐太夫の分を示そう。

土佐太夫木挽町にて操芝居願候儀申上候書付 覚

岩代町惣右衛門店

土佐太夫

同人弟 虎之助

右兩人相願候は、堺町にて年久敷操

芝居仕候処、段々不如意に罷成候故、

当分芝居相休候段御役所へ相届、

帳面にも附置申候。然処役者木戸働

の者共家業に離れ、大勢の者妻子等

育候義難仕迷惑至極仕、芝居取立候

裁相待罷在候、就者此度芝居取立申

度候、堺町葺屋町の内には明地無御

座二候に付、何卒木挽町にて芝居取立

申度候。大勢の者御救に罷成候間相

願候の旨申レ之候。

右之通相願候に付、木挽町にては操

芝居致し候例無レ之候。去る寅年和泉

大夫も木挽町にて操芝居仕度旨願出

候得共、新規の事故難成旨不取上二

候段申聞候処、兩人の者申候は、木挽

町にて先年大阪七大夫夫と申者操芝

居仕候古例も御座候間相願候旨申レ

之候。右口上計にては不分明に付、木

挽町名主へ申付、吟味為レ仕候処、先年浄瑠璃芝居致候古き帳面差出し(候脱力)例有レ之候に付土佐大夫、虎之助願之通可二申付哉、大勢の者渡世罷成候義に御座候間、土佐太夫願之通被二仰付二候様に仕度奉レ存候。依レ之奉レ窺候以上。

十一月

木挽町にて芝居元二軒有之たる事に付土佐太夫義願之通芝居為レ仕候旨被二仰渡二奉レ畏候。

戊十二月十二日 大岡越前守 諏訪美濃守

右書付戊十一月廿日、松平左近將監殿之上。右兩人を戊十二月十八日内寄合え呼出し、願の通申渡す、右書付写承付共に認、美濃守

え十八日内寄合の節差遣す。

(雄山閣版御府内備考 第一卷一六三頁)

○焚出し所

將軍の浜御成の際は、木挽町の芝居は休業になつたらしく、芝居小屋の一部が「焚出し所」に当てられたらしい。らしいを連発するのは、確とした資料にまだ接していないからで、すべてが推量になるが、私がそれに気づいたのは、文政一二年三月の大火についての記録の一つ、竹尾次春の『新煙見聞日札』の中に、木挽町芝居は六月中に七分通り出来

す。是は浜御庭へ御通の節、焚出しを役とする所ゆへ、^{おぼ}励みもありて立しとなり。

と書かれていたからで、この記事は注目せられてよい。

○浜御成の時の木挽町河岸の焚出場

水野越前守の天保改革の時、御府内ならびに本所・深川の河岸地建物の調査を行い、文化度以前のもは残し、文化以後の分は取払う積りで調査を初めると、それぞれに沿革があり、一律に取払ってしまうわけにも行かなくなつた。木挽町六丁目・七丁目河岸にある「浜御庭御成の節御賦焚出所」の取扱いをどうするかも問題になつた。

旧幕引継書の内、市中取締類集一、河岸地調之部に、二〇通におよぶ往復書類が載っている。

いったい「遠御成先御賦向」は寛政四年伊奈忠尊没落後は、関東郡代の取扱いとなり、以来同所において「御賦焚出方其外」を取計つて来たことは、連綿と仕上帳に記されており、木挽町六丁目・七丁目河岸に有る小屋焚出場は、御鷹野方御贈焚出所として使用していることが明らかになつた。この一連の書類の中で、代官関保右衛門と平野文次郎連名で、勘定奉行宛に提出した「浜御庭御成の節木挽町焚出之儀申

上候書付」から、私達はいろいろ教えられる所がある。

○在方遠御成のほか、御府内において焚出をするのは「浜御庭并御三家御三卿方屋形御立寄」の時だけであること。

○御三卿方え御立寄の場合は「馬喰町屋敷内焚出し場で仕立て持運」^ぶ。○御三方え御立寄の場合は「其最寄で相仕立立」けれども、これは稀である。

○浜御庭えは度々御入り、殊に同所へは「毎度両丸様并御広敷向御同道も有^レ之、元来右焚出の場の儀は、御一方様ニても拾式三坪程の土間無^レ之候ては、假成にも難^レ取^レ賄^レこと、うこと、

など。この書付は木挽町の焚出し小屋を取除いた場合に生ずる不都合に対する対策をも、るると陳述している。

（上略）在方と違ひ、市中之儀、木挽町辺には、別而右様之家作無^レ之候ゆへ、全同所小屋場之儀は町内に而取建候由に有^レ之、既に芝新銭座清水殿下屋敷御通抜之節も、最寄に相応之場所無^レ之、右木挽町小屋相用候次第に付、今更取払候而は御差支に相成、併前書之通素々町内に而取建置候事ゆへ、町方におひても差支之儀も有^レ之、取払に相成候事に候ハバ、無^レ廻

筋に候得共、是迄従来江戸・在方共最寄相応之場所に而仕来候處、同所に限別段新規小屋御取建相成候も自

八二坪余は冥加金を差出しているとい

餘之響に可^レ相成、且御入用にも抱^{（抱）}候間、強而之差支にも無^レ之候ハバ、御用筋之儀に付其儘差置候敷、又は同所芝居之儀、御成之節は休に付、右芝居小屋相用候敷、是以追而は引

お成の節は、御代官初め御鳥見方、御鷹野方の手附・手代なども、前の晩から出役して、焚出所最寄に下宿するので、その費用なども五丁目六丁目七丁目三町隔番に勤めているので、臨時の町入用がかかるとこぼしている。しかし、御焚出し御用を勤めた時は、御鷹野役御出役方から、御手当金五百疋宛下さるのが慣例であるとも記されている。一疋は一〇文であるから、錢五千文を貰っていたことになる。

も右代り浜御庭最寄におひて、御三方様、御同道に而も無^レ差支^レ焚出可^レ相成^レ程之場所有^レ之候得ば、前書小屋に限り候訳には無^レ之、尤船附不并理に而は是又自然御入用にも相響候間、前書芝居小屋其外最寄船附并理之場所にて、焚出所に可^レ相成^レ一家作等町方におひて勘弁糺方有^レ之様仕度、然ル上は小屋場取払^レ相成候而も差支無御座候間、右之御含を以、町奉行衆え御打合有^レ之候敷、又は其御筋え被^レ仰立^レ候とも、可^レ然御賢慮御座候様仕度、依^レ之此段申上候。以上。

お浜御苑に御成の時、將軍の召上り物は、柳營の賄所で調整して、お浜まで届けたのか、御三家、御三卿を招待した時の御饗応の品々も、柳營から届けたのか、或はすべてこの焚出し所で調製したのであるか、その際御出入りの料理屋や御用菓子師がお手伝いに加つたのかどうか、正確なことはまだ私には何にも分っていない。

頁九月

関保右衛門
平岡文次郎

「中央区年表」刊行のお知らせ

今回は、二冊同時刊行となりました

一、「中央区年表」統明治文化篇
一、「中央区年表」昭和時代V

なお木挽町六丁目月行事の差出した町内河岸地であつて間口拾壹間半に奥行五間で、建物は町入用で建築、総坪九七坪余の内、七坪は地代免除、残り

（占領と民主化篇）
郷土資料室で、閲覧、貸出が出来ますので御利用ください。